

静岡県告示第51号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和元年5月28日から2週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年5月28日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
十国峠伊豆山線	熱海市泉元宮上分字西山17番の29から 熱海市泉元宮上分字西山17番の32まで	令和元年5月28日